

令和 8 年度白浜町林政アドバイザー業務委託選定要領

この要領は、白浜町（以下「本町」という。）が森林経営管理制度に基づく事業を行うにあたり、最適なアドバイザーを選定するために実施する公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものである。

1. 業務の概要

(1) 業務名

白浜町林政アドバイザー業務

(2) 業務内容

別紙「白浜町林政アドバイザー業務 特記仕様書」による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※実績等を勘案し、契約を更新（又は延長）する場合があります。

(4) 委託予定額

3, 193, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. 応募資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 林業に 5 年以上従事した経験を有すること。
- (2) 町内に事業所を有し、かつ、本町の指名登録業者であること。
- (3) 地域林政アドバイザー又はこれと同等の資格・実務能力を有すること。
- (4) 地籍調査等に係る境界確認ができること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

3. 公募型プロポーザル手続等

(1) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

〒649-2332

和歌山県西牟婁郡白浜町栄 731 番地の 5 白浜町富田事務所内

白浜町農林水産課（担当：古谷）

イ 提出期限

令和 8 年 8 月 28 日（金） 午後 5 時 00 分必着

ウ 提出方法

持参、郵送等による。

エ 提出書類

- ・令和 8 年度白浜町林政アドバイザー業務企画提案書（様式第 1 号）
- ・令和 8 年度白浜町林政アドバイザー設計書（様式第 2 号）
- ・法人登記に係る履歴事項全部証明書、個人事業の開業届出書の写し等

- ・林業に従事したことが分かる経歴書等（様式任意）
- ・応募資格を有することが分かる受講証明書等

オ 提出部数

8部（正本1部、副本7部）※複本は写し可とする。

カ 企画提案書記載上の留意事項

審査は、本業務が本町における森林経営管理制度の円滑な運用を目的とした業務委託であることに鑑み、本町における林業に従事した経験や森林経営管理制度に基づく業務に従事した実績を重視する。

なお、提案書を補足する資料の様式は任意とするが、A4サイズ縦置きを原則とする。

4. 事業者の選定

- (1) 提出書類の内容を基に、あらかじめ定めた評価基準（別紙）による審査を行い、その結果をもとに決定する。
- (2) 提出書類だけでは審査が困難と判断したものについては、プレゼンテーションを実施する。
 - ア 実施日 令和8年9月2日（水）
 - イ 場 所 白浜町富田事務所
- (3) プレゼンテーションの実施時間は、1事業者につき30分以内（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング審査10分以内）を予定する。
- (4) プレゼンテーションへの出席者は、1事業者につき3名までとする。
- (5) プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、パソコン、プロジェクター、スクリーン、コード類等を使用する場合は事業者が用意するものとする。
- (6) プレゼンテーション・ヒアリング審査は、個別に行い、非公開とする。
- (7) 審査の結果、評価点の合計が最も高い者（同点の場合は、審査員全員で協議）を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合には、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。

5. 実施要領に関する質問の受付・回答

- (1) 受付期間

令和8年8月21日（金）の午後5時00分までとする。
- (2) 質問方法
 - ア. 質問事項を記載した質問書（様式第3号）を電子メールで送付する。
 - ※送信したことを町担当者まで電話連絡すること。
 - イ. 原則、電子メール以外での質問は、受け付けない。
 - ウ. 本プロポーザルに関する内容以外の質問は、受け付けない。
- (3) 提出先

電子メールアドレス：norin@town.shirahama.lg.jp
- (4) 回答及び公表

質問内容及び回答は、順次、電子メールで行う。

6. スケジュール

- | | | |
|-----------------|--------------|----------|
| (1) 企画提案書等の提出期限 | 令和8年8月28日（金） | |
| (2) プレゼンテーション審査 | 令和8年9月2日（水） | ※必要時のみ開催 |
| (3) 結果の通知・公表 | 令和8年9月初旬予定 | |
| (4) 契約締結・公表 | 令和8年9月中旬予定 | |

7. 失格事由

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本実施要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして本町が認定した場合
- (4) 提出書類に不備・錯誤があり、本町が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 参考見積額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が前記1(4)の委託予定額を超えている場合
- (6) 正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングに応じなかった場合
- (7) 公募の日から契約締結日までの期間において、和歌山県及び本町から入札参加資格停止又は回避の措置を受けた場合

8. 選考結果の通知

選考結果は、提案書を提出したすべての事業者にも文書により通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには、一切応じない。

9. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出後の提出書類の差替え、修正、追加等は、認めない。ただし、本町から要請のあったものについては、この限りではない。
- (4) 採用された企画提案書の著作権は、本町に帰属する。
- (5) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された企画提案書等は、白浜町情報公開条例の規定により、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 応募者が1者（社）の場合であっても、本プロポーザルを中止せず、選考を実施する。なお、点数評価が60点を下回るなど、応募者の提出した企画提案が要求水準等を満たさないと本町が判断したときは、その企画提案を採用せず、応募を失格とする場合がある。

10. 問い合わせ先

〒649-2332

和歌山県西牟婁郡白浜町栄731番地の5 白浜町富田事務所内

白浜町農林水産課（担当：古谷）

電 話：0739-45-0009

FAX：0739-45-1019

電子メールアドレス：norin@town.shirahama.lg.jp

(別紙)

評 価 基 準

No.	評価項目	評価の観点や視点	評価点 〈最低水準点〉
1	提 案 の 方 針	業務の目的及び内容を十分理解した提案となっているか。	20点 〈8点〉
2	提 案 の 有 効 性	経験により培われた専門的情報、知識等を活かし、有効性のある提案となっているか。	30点 〈12点〉
3	地 域 連 携	地域に対する理解があり、地域と連携する能力が備わっているか。	20点 〈8点〉
4	費 用 対 効 果	見積額と実施体制に妥当性があるか。	10点 〈4点〉
5	管理運営の効率性	今後、本業務の目的を果たしていく上で、より円滑かつ効率的な管理運営を続けることができるか。	20点 〈8点〉
	合 計		100点

※評価点欄中の上段は、審査員一人あたりの配点である。

(様式第 1 号)

令和 8 年度白浜町林政アドバイザー業務企画提案書

令和 8 年 月 日

白浜町長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(担 当 者 名

)

(電 話／FAX番号

)

(メールアドレス

)

令和 8 年度白浜町林政アドバイザー業務における委託事業者の公募型プロポーザルについて、次のとおり提案します。

1 担当技術者

氏名		林業従事年数	
資格・専門分野			
主な経歴（令和元年度以降に自治体等から発注された業務に限る。）			
年度	事業名	事業内容	発注者

備考）必要に応じ、行を追加又は削除して記入してください。

2 参考見積額

一金

円（税込）

備考）別途、白浜町林政アドバイザー設計書（様式第 2 号）を添付すること。

3 特記事項

--

備考）本業務にあたり、これまでの経験や培ってきた専門的情報、知識等アピールポイントを記載してください。

(様式第 2 号)

令和 8 年度白浜町林政アドバイザー設計書

区分	項目		単価	数量	日数	金額	備考
直接原価	事務作業	直接人件費	円	1 人	4 0 日	円	
		小計				円	
	現場作業	直接人件費	円	1 人	3 0 日	円	
		小計				円	
	直接原価の額 ①					円	
その他原価 ②					円		
一般管理費 ③					円		
合計 (①+②+③) ④					円		
消費税 (④× 1 0 %)					円		
合計 (消費税込み価格)					円		

(参考)

- 1 その他原価とは、業務に係る消耗品費及び通信費等の直接経費とする。
- 2 一般管理費とは、賃借料、減価償却費、法定福利費等の間接費とする。

(様式第3号)

質 問 書

令和8年 月 日

白浜町長 様

商号又は名称		
担 当 者 名		
連絡先	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	

令和８年度白浜町林政アドバイザー業務について、質問がありますので、提出します。

質 問 事 項	

(備考)

1. 質問事項に係る仕様書の記載ページも併記すること。
2. メールタイトルを「プロポーザル質問書（会社名）」とし、メール送信後に担当まで送信の確認電話をお願いします。（電子メールアドレス：norin@town.shirahama.lg.jp）